

みちのく潮風トレイルを中心とした 三陸地域の誘客拡大推進業務

企画提案審査要領

令和 7 年 5 月

公益財団法人さんりく基金

公益財団法人さんりく基金（以下「基金」という。）が実施する「みちのく潮風トレイルを中心とした三陸地域の誘客拡大推進業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式によって行うものとする。

委託候補者を選定するための企画提案書審査の概要については、次のとおりとする。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査については、審査・選考に係る委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、参加者から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行い、その結果を基金に報告するものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、企画提案書及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行うものとする。
- (2) 参加者が4者を超える場合には、委員会の一次審査部会において、企画提案書による審査を実施し、上位と評価された4者により、委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものとする。
- (3) 委員会の委員は、企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査基準ごとに評価を行い、審査基準等に評点を記入するものとする。
- (4) (3)の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、基金に報告するものとする。

なお、総得点が同点の場合には、総評点の高い者を上位者とするものとする。なお、総評点が同点の場合には、委員において合議の上、順位を決定するものとする。

- (5) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を基金に報告するものとする。
- (6) 委託候補者の選定に当たっては、採点の結果、総得点が60%以上の得点であることを合格の目安とし、最終的に委員の意見を踏まえて決定することとする。

審 査 項 目 、 審 査 観 点 及 び 配 点

審査項目		審査観点	配点
事業目的	事業目的	・委託業務の趣旨、内容、求められる成果等を理解し、的確な提案となっているか。	10
提案のあった業務の内容が優れていること	企画① ア 業務仕様書2 (1) みちのく潮風トレイルを中心としたコンテンツ造成事業について	・本事業の目的を達成するのに適切かつ効果的な内容となっているか。	10
		・ワークショップについて、参加者の連携を推進し適切な内容で実施ができるよう工夫がなされているか。	10
		・コンテンツ企画開発支援について、販売を想定した効果的な支援策の工夫がなされているか。	10
	企画② イ 業務仕様書2 (2) ファムツアーの実施及び情報発信素材の作成について	・本事業の目的を達成するのに適切かつ効果的なものであるか。	10
		・ファムツアーについて、みちのく潮風トレイルとコンテンツの魅力が盛り込まれた内容となっているか。	10
		・情報発信素材について、みちのく潮風トレイルとコンテンツへの興味・関心を惹く内容となっているか。	10
業務を適正かつ確実に履行できる能力を有していること	業務履行能力	・提案内容を適正かつ確実に履行することが可能な組織体制が構築されているか。 ・これまでの業務実績等から、本業務について必要なノウハウを持っていることが認められるか。	10
	計画性	・業務スケジュールは妥当か。	10
	見積書	・積算単価や数量は妥当なものであるか。 ・提案内容との整合性があるか。	10
合 計			100

【採点基準】

評価	基準点
非常に優れている	10
優れている	8
問題はない（中位点）	6
やや問題がある（一部修正が必要）	4
問題がある（大幅な修正が必要）	2
採用できない	0